上場ＥＴＦ及び上場ＥＴＮ信託受益証券に係る指標に関する上場廃止基準等の明確化について

２０２１年６月１０日
株式会社東京証券取引所

Ⅰ．趣旨

当取引所は、2022 年 4 月に現行の市場区分が新たな市場区分に再編されることに伴い、現行の市場区分を前提とする株価指数のうち、複数の株価指数の廃止を予定しています。これまでも、上場ＥＴＦ等に係る指標がなくなった場合は、「公益又は投資者保護のため、当取引所が上場廃止を適当と認めた場合」の一類型として上場廃止とする取扱いとしてまいりましたが、当該取扱いの明確化を図ります。また、上場ＥＴＦ等に係る指標がなくなる際において後継指標への変更が行われる場合も想定されることや、諸外国において類似指数への変更といった事例もみられることから、上場ＥＴＦ等に係る指標変更に対応した制度整備を行います。

Ⅱ．概要

項　目	内　容	備　考
１．上場ＥＴＦに係る指標に関する上場廃止基準の明確化		
（１）指標がなくなった場合	・上場ＥＴＦに係る指標がなくなった場合に、当該ＥＴＦの上場を廃止するものとします。	
（２）指標が新たな指標へ変更される場合	・上場ＥＴＦに係る指標が新たな指標へ変更される場合等について、変更後の指標が適格性要件を満たさないとき又は当該指標の変更が上場ＥＴＦの商品性	・当該指標の変更が上場ＥＴＦの商品性に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるときとは、投資対象資産、投資対

項　目	内　容	備　考
	に著しい影響を及ぼすものと当取引所が認めるときは、当該ＥＴＦの上場を廃止するものとします。	象地域及び投資戦略などの変更によって上場ＥＴＦの商品性が著しく変化することで実質的に新しい投資物件の提供と言える場合を想定しています。 ・１．～３．について、上場ＥＴＮ信託受益証券についても同様の取扱いとします。
２．上場ＥＴＦに係る指標に関する適時開示事由の追加	・上場ＥＴＦに係る管理会社は、上場ＥＴＦに係る指標を新たな指標へ変更することを決定した場合は、その内容の適時開示を行うものとします。 ・上場ＥＴＦに係る管理会社は、上場ＥＴＦに係る指標の算出主体によって、当該指標の算出が行われなくなることの決定が公表されたときに、その内容の適時開示を行うものとします。	※上場廃止基準の追加に伴い、当該事項について適時開示が必要であることを明確化します。
３．変更後の新たな指標の適格指標への指定	・上場ＥＴＦが今回定める上場廃止基準に該当しないときは、変更後の新たな指標を適格指標へ指定するものとします。	
４．その他	・その他所要の改正を行います。	

Ⅲ．実施時期（予定）

・２０２１年８月から施行します。

・１．（２）に関しては、施行日以後に上場ＥＴＦに係る管理会社が上場ＥＴＦに係る指標の新たな指標への変更を決定した場合の当該上場ＥＴＦから適用します（上場ＥＴＮ信託受益証券についても同様）。

以　　上